

第二種指定電気通信設備の指定について（指定告示の改正）

I 改正の背景

- （１）第二種指定電気通信設備制度（以下「二種指定設備制度」という。）は、業務区域における特定移動端末設備の占有率（以下「端末シェア」という。）が一定の割合を超える電気通信事業者に交渉上の優位性を認め、当該特定移動端末設備と接続される伝送路設備等を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備（第二種指定電気通信設備）として指定し、同設備を設置する電気通信事業者に対し、接続約款の作成・公表・届出、接続会計の整理等の接続に関する規律を課すものである。
- （２）二種指定設備制度については、情報通信行政・郵政行政審議会の答申（平成 24 年 5 月 29 日）を受け、平成 24 年 6 月 19 日に、指定の基準値を「十分の一を超えるもの」とする省令改正を行ったところである。これを受け、端末シェアが 10% を超えるソフトバンクモバイル株式会社について、その設置する電気通信設備の一部を第二種指定電気通信設備として指定することとする。

II 改正の内容

総務省告示（平成 14 年総務省告示第 72 号（他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件））の一部を改正し、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を設置する者として「ソフトバンクモバイル株式会社」を追加する。